### 福島市電波障害防止に関する指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、中高層建築物の建築に伴って生ずる電波障害の防止 について必要な事項を定め、紛争を未然に防止することにより地域住民 の居住環境を保全することを目的とする。

# (用語の定義)

- 第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。
  - (1)電波障害 中高層建築物を建築することによって放送電波の受信 に障害が生じることをいう。
  - (2)中高層建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号及び第2号に規定する建築物及び特殊建築物のうち、当該建築物の高さが地盤面から10メートルを超えるものをいう。
  - (3)建築主等 建築物の建築主、設計者、工事管理者及び工事施工者をいう。

### (電波障害の排除)

- 第3条 建築主等は、電波障害が生ずるおそれのある中高層建築物を建築 しようとする場合には、あらかじめ障害が予想される周辺地域の受信状 況を調査するとともに、障害が予想されるときはあらかじめ必要な措置 を講じなければならない。
  - 2 建築主等は、中高層建築物を建築したことにより電波障害が生じた場合には、速やかに障害排除に必要な措置を講じなければならない。
  - 3 建築主は、前2項に定める必要な措置を講ずる場合には、放送電波の 受信障害調査対策について経験と技術的能力を有する関係者の指導を 受けるものとする。

## (関係書類の提出)

- 第4条 建築主等は、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認申請(改築及び大規模の修繕又は大規模の模様替若しくは用途変更を除く。)をするときは、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
  - (1) 電波障害防止対策報告書(別記様式)
  - (2) 建造物によるテレビ受信障害調査報告書
  - (3) その他市長が特に必要と認めるもの

#### (紛争の調整)

- 第5条 建築主等は、建築物の建築に伴い周辺地域居住者との間に電波障害に関する紛争が生じた場合は、紛争解決のために誠意をもって努力しなければならない。
  - 2 市長は、建築物の建築に伴い建築主等と周辺地域居住者との間に電波 障害に関する紛争が生じ、当事者間で話合いによる解決ができず建築主 等又は周辺地域居住者から紛争の調整について要請があった場合は、必 要に応じ調整を行うものとする。

# (附則)

- この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和3年1月27日から施行する。

# 様式(第4条関係)

# 電波障害防止対策報告書

	,														
建築物	名	1	称												
	建築場所			福島市							建築物の高さ				m
調査	調査時期					年	月	目	~		年	月	日		
	調査者 住所										T	EL			
	氏名														
	調査結果及び 問題点			1	受信	障害	は生し	こない	と思われ	る。					
				2	受信	障害	予想世	世帯	遮へい	章害			世帯		
									反射障	害			世帯		
				3	その	他									
周辺地域 居住者へ の説明 (名簿添付)	F	1	時			年	月	目	~		年	月	日		
	場所		所												
	説明者														
	説明の方法			(ア)関係者全員 (イ)個別説明 (ウ)その他											
解決策	解決の方法														
	共	設	置者												
	同受信:	維持	<b>持管理者</b>	(代表	)										
	施	維持管理の方法	1	建築	全主が	維持し	てい	·<.							
	設を設置		2	その	)他(具	体的	に記え	入してくた	ごさい)	)					
	設置(		<u>現</u>												
	のとき		方法												
	さ		仏												
	協定、覚書等の有無			1	する	予定		2	しない	3	未定	<u> </u>			
その他															<u> </u>
				L											J

福島市電波障害防止に関する指導要綱に基づき、上記のとおり周辺地域の受信状況を調査し、障害が予想される世帯について受信障害防止対策をすることとしましたので報告します。なお、このたび建築を予定している中高層建築物等を建築したことにより電波障害が生じた場合には、速やかに障害排除に必要な措置を講じます。

年 月 日

福島市長様

建築主住所氏名電話番号